

こども誰でも通園制度

第2回西東京市公立保育園あり方検討専門部会
令和6年7月23日

資料3

項 目	多様な他者との関わり(都制度)	こども誰でも通園(国制度) 令和8年4月から実施予定
事業の目的	保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用していない未就園児を保育所等で 定期的に預かり 、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上 等、子供の健やかな成長を図ることを目的とする。併せて、支援が必要な家庭を 新たなサービスにつなぎ、継続的に支援することにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等 、子育て支援の充実を図ることを目的とする。	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、 月一定時間までの利用可能枠の中で 、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。
実施主体	区市町村	区市町村
実施の有無	誰でも通園と併用可。多様な他者のみの利用も可。	全国の全自治体に実施してもらう予定
対象児童	主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児（原則、0歳児から2歳児）	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業 等に通っていない0歳6か月～2歳児とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～2歳児は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～2歳児は対象外とする。
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型を除く）、認証保育所、地域子育て支援拠点 等	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等 注)「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定。
事業内容	・幼稚園等において一定程度継続的（月を単位として最低複数月）に預かりを実施する。 ・子供の健やかな成長を図ることが目的のため、預かる子供の、集団における子供の育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。 ・養育する保護者に対して定期的な面談等を実施し、子育てに関する助言等を行う。	就労等の要件を問わずに時間単位で施設に子どもを預ける事業
利用時間	1日の上限や月の上限時間は特にない（自治体の設定どおり）。	月10時間を上限とし、その10時間は保護者がどのように割り振って使ってもよい。
利用形式	保護者が園に利用申し込みをし、制度を利用する。	保護者が定期利用、自由利用を選択できる。
利用方法	特に記載なし	保護者と事業者の直接契約を想定。（今後、国が作る予約システムを活用し利用申し込みを検討）
利用定員	特に記載なし	特に記載なし
設備基準・人員基準	事業実施場所の別に応じ、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号。以下「東京都一時預かり事業実施要綱」という。） 4（2で規定する余裕活用型一時預かり事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号。）第3の1で規定する都単独型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。 面積要件：1人あたり、1.98平米必要 保育士が見られる子どもの人数：1人あたり6人 全体の定員に占める有資格者：携わる職員の2/3	当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（余裕活用型の実施基準）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等参考資料を遵守すること。 面積要件：1人あたり、1.98平米必要 保育士が見られる子どもの人数：1人あたり6人 全体の定員に占める有資格者：携わる職員の2/3
利用者負担上限	本事業の実施に必要な経費の一部を利用者 負担とすることができる。ただし、利用者負担上限額を、原則として、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2, 200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44, 000円とする。 また、上記の時間を超えて預かりを実施する場合には、これらの上限額を超えて利用者負担額を徴収することは差し支えないが、その場合は 1時間あたり275円を上限 とした 利用者負担額となるよう設定すること。	こども一人 1時間あたり300円程度を標準 とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。
利用者負担軽減	生活保護世帯 児童1人当たり日額 3,000円 住民税非課税世帯 児童1人当たり日額 2,400円 年収360万円未満相当世帯 児童1人当たり日額 2,100円 要支援児童等※のいる世帯 実費負担額	生活保護世帯 子ども一人当たり 1時間 300円 非課税世帯 子ども一人当たり 1時間 240円 世帯市民税所得割 77,101円未満 子ども一人当たり 1時間 210円 要支援児童等のいる家庭 子ども一人当たり 1時間 150円